

十四番 松田 光平でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第九十二号 平成二十五年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第二款総務費、第一項総務管理費について、二点申し上げます。

一点目は、行政情報システムの構築についてであります。

市では、国が進める共通番号制度への対応に併せ、基幹系システムの再構築を計画しております。

基幹系システムは、昭和六十年に住民記録などの事務の効率化を図るためホストコンピュータによるシステムとして導入され、これまで制度改正等に伴う改修などを重ねてまいりましたが、プログラムが複雑化し、事務効率や安全性の低下などが課題となっております。

また、共通番号制度に対応した新システムへの移行により、市民サービスの向上が図れる一方、個人情報漏えいなど、これまで以上に慎重な対応が求められます。

そこで、新システムの構築に当たっては、市民の理解を得られるように事業を進めるとともに、システム構築に関する委員会の設置などについて検討するよう要望いたしました。

加えて、基幹系システムは、継続性、安全性が重要であることから、これまで同一の事業者による運用が行われてまいりましたが、システムの再構築を機に、入札等の実施により競争性を確保し、経費の節減に努めるよう要望いたしました。

二点目は、しなの鉄道の観光列車導入についてであります。

しなの鉄道では、一層の経営基盤強化に向け、県内外の旅客の取込み等による輸送人員増加を図るため、第三次中期経営計画に位置づけている観光列車の導入を企画しております。

本予算においては、平成二十六年七月から運行予定の観光列車の車両改造費に係る支援として、市が一部を補助するための費用が計上されております。

しなの鉄道は、想定している運行収支において、通年運行となる平成二十七年度の乗車率を約七十パーセントと見込んでおります。この乗車率については、観光列車を導入している他の鉄道の状況を参考に想定されておりますが、市としても、事業内容や収益の見込みを十分精査し、その内容の確認を行うとともに、今後の経過について

も議会へ報告を行うよう要望いたしました。

次に、地域振興部の所管事項について、二点申し上げます。
一点目は、地域おこし協力隊についてであります。

本制度は、国が行う地域への人的支援の一つであり、地域への支援政策と定住促進政策の二つを同時に実現しようとする制度であります。

市では、来年度からの導入を本格的に検討しておりますが、画期的な制度であるとの認識の下、利用を加速するとともに、より実効あるものとしていくための運用などの検討や、現在活動されている地域活性化推進員や住民自治協議会との連携体制の調整、市独自の活動費用の補助などについて要望いたしました。

また、隊員の募集については、多方面からの情報収集を行うとともに、効果的なパブリシティーなどによる人材確保に努め、来年四月から隊員の採用ができるようなスケジュールでの実施についても要望した次第であります。

二点目は、住民自治協議会の法人化についてであります。

住民自治協議会の活動が多様化する中、住民自治協議会連絡会において、住民自治協議会の法人化や連合組織化の必要性についての発言があるなど、一部ではありますが、次のステップに向けた動きが出てきているとあります。市では、住民自治協議会の法人化に関する相談等に対し、明確な目的、必要性などの検討が重要である旨の説明を行っておりますが、法人化に当たっての、法人の形態などの判断については、行政的な助言が必要な部分でありますので、法人化の事務手続きの支援も含めて市に要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

高齢者の増加に伴い六十五歳以上の救急搬送が増える中、高齢者の救急搬送に対する施策が求められるところであります。高齢者福祉課では、ひとり暮らし高齢者などの安否確認の対応策として緊急通報システム設置事業などを実施しておりますが、高齢者福祉課との連携を強め、より効果的な救急出動により、救命率の向上につながるよう要望いたしました。

また、AEDについては、二十四時間利用可能な設置場所が増えることなどにより、市民の方々が、より効果的に使用することができるよう要望した次第であります。

次に、会計局の所管事項について申し上げます。

各地で、過去に建設された多くの建築物において、施工の不良等によるコンクリートの劣化が深刻な問題となっております。本市においては、新第一庁舎及び新長野市民会館の本体工事が始まったところでありますが、本施設は、大規模かつ長期にわたって使用するとともに防災の拠点でもあることから、建設段階において十分な検査が行えるような配慮を要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。東京が、そして日本が、世界から注目されることとなりますが、両大会は、本市としてもシティプロモーションを展開する絶好の機会であります。

そこで、冬季オリンピック・パラリンピックの開催都市としての責任と役割、経済効果の発現を両立させるような企画を、意志をもって進めることを要望いたしました。

最後に、請願第十二号 新聞に消費税軽減税率適用を求める請願の審査について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「新聞を配達する販売店によって、紙媒体である新聞が、各戸に情報を届ける役割を担っている。それが失われたら文化や民主主義が死んでしまう。インターネットが発達し、紙媒体は危機にひんしている。これを保護していく役割として、地方議会から声を上げるべきである。地元の新聞がなくなってしまふと、地元の政治、文化などの発展性が失われてしまう。新聞が担っている役割からして、また、その末端を担っている方々の社会的役割からして軽減税率を主張する気持ちは分かる。危機感の表れであり、合理性のある請願である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「購読料だけで新聞社、販売店の経営が成り立っているわけではない。消費税は究極の不公平税制であり、来年四月の消費税は引き上げないことを求めるといった内容の請願であれば賛成もできるが、消費税増税に反対といった世論、動きの中で、今まで消費税を増税すべきと報道してきた大手新聞社などが、ここに来て、新聞だけに軽減税率適用を求めることには賛成できない。複数税率や軽減税率は今後の議論である。消費税の構造の中で考えなければならぬ。今、消費税率を上げるべきではない、消費税率を上げれば国民の暮らしや日本の経済がどうなるかといった大局的な観点に立っていないと思う。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「消費税は、逆進性が大きい税であり、今の時期、あえて新聞のみを対象とした請願を採択するのではなく、食料品など生活必需品全てについて総合的な観点からしっかりと考えた上で、消費税に対する軽減税率の適用を求めていくという総合的な請願を長野市議会として採択していくべきである。税制の問題、国民の生活に大きく関わる問題であることから、国民全体の意見を反映し、長野市議会として判断した上で意見書を提出していくべきであり、消費税増税にはまだ時間があることから、継続審査とすべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。